

公 示 日：2025 年 8 月 27 日（水）

調達管理番号：25a00275

国 名：パレスチナ

担 当 部 署：ガバナンス・平和構築部 平和構築室

調 達 件 名：パレスチナ難民キャンプにおけるコミュニティ主導の生計向上
プロジェクト詳細計画策定調査（評価分析）

適用される契約約款：

- ・「事業実施・支援業務用」契約約款を適用します。これに伴い、契約で規定される業務（役務）が国外で提供される契約、すなわち国外取引として整理し、消費税不課税取引としますので、最終見積書において、消費税は加算せずに積算してください。（全費目不課税）

1. 担当業務、格付等

- （１） 担当業務 ： 評価分析
- （２） 格 付 ： ３ 号
- （３） 業務の種類：調査団参团

2. 契約予定期間等

- （１） 全体期間：2025 年 10 月上旬から 2025 年 12 月中旬
- （２） 業務人月： 1.03
- （３） 業務日数：準備業務 現地業務 整理業務
5 日 10 日 9 日

3. 簡易プロポーザル等提出部数、期限、方法

- （１） 簡易プロポーザル提出部数：1 部
- （２） 見 積 書 提 出 部 数：1 部
- （３） 提 出 期 限：2025 年 9 月 10 日（水）（12 時まで）
- （４） 提 出 方 法：国際キャリア総合情報サイト PARTNER を通じて行います。（<https://partner.jica.go.jp/>）
具体的な提出方法は、JICA ウェブサイト「コンサルタント等契約の応募者向け 国際キャリア総合情報サイト PARTNER 操作マニュアル」をご参照

ください。

(https://partner.jica.go.jp/Contents/pdf/JICAPARTNER_%E6%93%8D%E4%BD%9C%E3%83%9E%E3%83%8B%E3%83%A5%E3%82%A2%E3%83%AB_%E6%A5%AD%E5%8B%99%E5%AE%9F%E6%96%BD%E5%A5%91%E7%B4%84.pdf)

◇ 提出方法等の詳細については JICA ホームページ内の以下をご覧ください。
「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン」最新版の「別添資料 11 業務実施契約（単独型）公示にかかる競争手続き」
<https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/20220330.html>

なお、個人の資格で競争に参加する場合、簡易プロポーザル提出 5 営業日前までに所定の競争参加資格審査申請書の提出が必要です。

◇ 評価結果の通知：2025 年 9 月 22 日（月）までに個別通知
提出されたプロポーザルを JICA で評価・選考の上、契約交渉順位を決定します。

◇ 評価結果説明の取り止め：2023 年 6 月 30 日のお知らせに掲載
(<https://www.jica.go.jp/about/announce/information/consultant/2023/20230630.html>) のとおり、2023 年 7 月以降の単独型公示については評価結果の説明を取り止めます。

4. 簡易プロポーザル評価項目及び配点

(1) 業務の実施方針等：

- ① 業務実施の基本方針 16 点
- ② 業務実施上のバックアップ体制 4 点

(2) 業務従事者の経験能力等：

- ① 類似業務の経験 40 点
- ② 対象国・地域での業務経験 8 点
- ③ 語学力 16 点
- ④ その他学位、資格等 16 点

(計 100 点)

類似業務経験の分野	各種評価調査（生計向上分野における各種評価調査経験を高く評価する）
対象国及び類似地域	パレスチナ及び中東地域

語学の種類	英語
-------	----

5. 条件等

(1) 参加資格のない社等：

応募を排除する者はありませんが、本調査を受注した法人及び個人（補強所属元企業含む）は、当該技術協力プロジェクト等事業本体への応募・参加を認めません。

(2) 必要予防接種：特になし

6. 業務の背景

JICA は「難民キャンプ改善プロジェクト（PALCIP）」を実施し（フェーズ 1：2016 年～2019 年、フェーズ 2：2020 年～2025 年）、キャンプ住民のイニシアティブによる生活環境改善活動が活発になった一方、2023 年 10 月のガザでの武力衝突以来、パレスチナ難民を取り巻く状況は厳しさを増しており、UNRWA の活動制限やパレスチナ自治政府の財政難を受け、パレスチナ難民キャンプの生計状況はさらに悪化し、支援ニーズは日々高まっている。特に、非難民キャンプ居住世帯と比べ、難民キャンプ内の世帯の世帯貧困率・失業率は高くなっている。こうした状況を受け、2024 年要望調査にて、パレスチナ解放機構（PLO）の難民問題局（DoRA）から「難民キャンプにおけるコミュニティ主導の生計向上プロジェクト」が要請された。

本プロジェクトは、前述の PALCIP フェーズ 1，2 の成果を受けて、ヨルダン川西岸の難民キャンプにおいて、難民キャンプ住民主体で行われる生計向上を目的としたパイロットプロジェクトと関係行政官の能力強化を支援することにより、同プロジェクトで特定された生計向上・経済エンパワメントニーズに対応する活動を推進し、もって難民キャンプの持続的な生計活動に資するものである。

本詳細計画策定調査では、本プロジェクトに係る計画枠組み、実施体制、成果と活動等を整理し、事前評価を行うとともに、プロジェクトの内容を確認・協議し、パレスチナ関係組織との間で協議議事録にて合意することを目的とする。

また、JICA では現在、紛争影響下における JICA 事業において Women, Peace and Security（WPS）アジェンダに貢献する取組みを強化することを目的とし、案件形成に必要な調査や情報等について情報収集・整理を行う「全世界（広域）

女性・平和・安全保障（WPS）アジェンダ推進のための情報収集・確認調査（以下、WPS 情報収集・確認調査）」を、2025 年 1 月から 2026 年 2 月までの予定で実施している。本コンサルタントは、同調査の進捗について報告を受け、本案件の PDM 案、P0 案、M/M 案に反映する想定である。

なお、本詳細計画策定調査に先立ち、WPS 情報収集・確認調査では、ローカルコンサルタントを傭上し、本案件関連機関及び西岸区域内複数の難民キャンプを対象にキャンプ住民の生計向上手段に係る調査を実施する（2025 年 9 月～10 月を予定）。これにより、キャンプ住民が抱える生計向上に係る課題及びニーズ、改善案等が整理されるため、同調査結果をふまえて本調査を実施する。

7. 業務の内容

本業務従事者は、技術協力プロジェクトの仕組み及び手続きを十分に把握の上、他の調査団員として派遣される JICA 職員等と協議・調整しつつ、担当分野に係る協力計画の策定及び評価 6 基準（妥当性、整合性、有効性、インパクト、効率性、持続性）に基づく事前評価に必要なデータ・情報を収集・整理するとともに、協力計画策定のために必要な以下の調査を行う。なお、JICA 事業評価における評価基準・手続きについては監督職員より情報提供を行う。具体的担当事項は次のとおりとする。

（1）準備業務（2025 年 10 月上旬～2025 年 10 月中旬）

- ① 要請書・関連報告書等の資料・情報の収集・分析により要請背景・内容を把握し、我が国及び他援助機関のこれまでの協力状況・成果・課題も確認する。
- ② 要請背景・内容を把握（要請書・関連報告書等の資料・情報の収集・分析）の上、実施予定のローカルコンサルタント調査結果（あるいは中間報告）の分析を行い、現地調査で収集すべき情報を検討し、必要に応じ、パレスチナ側関係機関（C/P 機関等）、国際組織（UNRWA 等）、ローカル組織（パレスチナ NGO、キャンプ内組織等）に対する質問票（案）（英文）を作成する。作成した質問票（案）は、現地派遣前に JICA に提出する。
- ③ パレスチナ側関係機関や他ドナー等に対する質問票（案）（英文）を作成する。作成した質問票（案）は、現地派遣前に JICA に提出する。
- ④ 案件概要表を元にプロジェクトの PDM（Project Design Matrix）案、P0

(Plan of Operations) 案を検討する。

- ⑤ PDM 案、PO 案の検討にあたり、別途実施されている WPS 情報収集・確認調査のコンサルタントが作成する計画書や進捗報告等を受領し、その内容を反映する。
- ⑥ 調査団内の打合せ、対処方針会議等に参加する。

(2) 現地業務 (2025 年 10 月下旬～11 月上旬)

- ① JICA パレスチナ事務所等との打合せに参加する。
- ② パレスチナ側関係機関との協議及び現地調査に参加する。特に、前述のローカルコンサルタントの調査結果を把握の上、案件枠組みに反映する。
- ③ 事前に配付した質問票への回答や上記②を通じ、評価分析に係る情報・資料を収集し、現状を把握する。具体的には以下のとおり。

ア) 要請背景・内容

イ) 関連する開発計画、政策、制度

ウ) 関連各組織

(a) 所掌業務、組織体制、根拠法

(b) 人員体制

(c) 役割分担、中央・地方の連絡調整／指揮命令体制

(d) 予算規模、内訳、予算獲得・配賦の仕組み

エ) 本プロジェクトに関連する他援助機関 (FAO、WFP、EU、世界銀行、NGO等) の活動動向、連携の可能性

- ④ WPS 情報収集・確認調査のコンサルタントと意見交換を通じ調査内容を把握し、案件枠組みに反映する。
- ⑤ 調査結果に基づき、本プロジェクトの実施案 (プロジェクトの協力期間、実施体制、討議議事録 (R/D : Record of Discussions) を他分野の団員とともに検討する。
- ⑥ 関係者との協議で合意された内容について、R/D (案) (英文) 及び協議議事録 (M/M : Minutes of Meetings) (案) (英文) の作成に協力する。特に、PDM (案) の成果指標の設定について、開発課題別の指標例及び代表的教訓レファレンス¹を踏まえ、主担当としての検討及び取り

¹ [技術協力 開発課題別の指標例及び代表的教訓レファレンス | 事業評価 | 事業・プロジェクト - JICA](#)

まとめを行う。

- ⑦ 実施機関に対するR/D（案）を含むM/M（案）の説明に参加し、必要に応じて内容の説明、補足を行う。
- ⑧ 担当分野に係る調査結果をJICAパレスチナ事務所等に報告する。

（３） 整理業務（2025 年 11 月中旬～2025 年 12 月中旬）

- ① 報告会、打合せに出席し、担当分野に係る調査結果を報告する。
- ② プロジェクトを巡る状況分析や評価６基準の観点から、リスク管理チェックシート（案）に必要な情報を他分野の団員とともに取りまとめる。
- ③ 評価６基準の観点からプロジェクトを分析し、事業事前評価表（案）を作成し、その取りまとめに協力する。
- ④ 担当分野にかかる詳細計画策定調査報告書（案）を作成する。

8. 報告書等

業務の実施過程で作成、提出する報告書等は以下のとおり。なお、報告書を作成する際には、「コンサルタント等契約における報告書の印刷・電子媒体に関するガイドライン」を参照願います。

業務完了報告書（和文３部）

2025 年 12 月 8 日（木）までに提出。

詳細計画策定調査報告書（案）（和文）を添付し、電子データをもって提出する。

9. 見積書作成に係る留意点

本公示の積算を行うにあたっては、「コンサルタント等契約における経理処理ガイドライン」最新版の「X I. 業務実施契約（単独型）」及び「別添資料２ 報酬単価表」を参照願います。

<https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/quotation.html>

留意点は以下のとおりです。

（１） 航空賃及び日当・宿泊料等

航空賃及び日当・宿泊料等は契約に含みます（見積書に計上して下さい）。

効率的かつ経済的な経路、航空会社を選択いただき、払戻不可・日程変更不可等の条件が厳しい正規割引運賃を含め最も経済的と考えられる航空賃を見積もってく

ださい。

(2) その他留意事項

パレスチナ国内における宿泊については、安全管理対策上の理由から JICA が宿泊先を指定することとしているため、宿泊料については、一律 32,400 円／泊として計上してください。また、滞在日数が 30 日又は 60 日を超える場合の逡減は適用しません。

10. 特記事項

(1) 業務日程／執務環境

① 現地業務日程

現地業務は 2025 年 10 月 31 日～11 月 9 日を予定しています。

本業務従事者は JICA の調査団員より数日早く現地入りし、調査を開始する予定です。そのため業務従事者が単独で現地調査を行う期間がある可能性があります。

② 現地での業務体制

本業務に係る調査団構成は、以下のとおりです。²

ア) 総括／平和構築 (JICA)

イ) 協力企画 (JICA)

ウ) 評価分析 (本コンサルタント)

③ 便宜供与内容

JICA パレスチナ事務所による便宜供与事項は以下のとおりです。

ア) 空港送迎：あり

イ) 宿舎手配：あり

ウ) 車両借上げ：全行程に対する移動車両の提供 (JICA 職員等の調査期間については、職員等と同乗することとなります。)

エ) 通訳傭上：アラビア語・英語通訳あり (通訳傭上または事務所ナショナルスタッフの同行)

オ) 現地日程のアレンジ：JICA が必要に応じ手配します。なお、JICA 団員到着前の関係機関への手配については、コンサルタントによるアポイント取り付けが必要となる場合があります。

カ) 執務スペースの提供：なし

² WPS情報収集・確認調査のコンサルタントが本詳細計画策定調査に同行または別日に本案件に係る調査を別途実施する可能性があります。

(2) 参考資料

- ① 本業務に関する以下の資料を JICA ガバナンス・平和構築部平和構築室から配付しますので、gpgpb@jica.go.jp 宛にご連絡ください。
 - ・ PALCIP2 の案件概要表
 - ・ ローカルコンサルタント調査のToR
- ② 本業務に関する以下の資料が、ウェブサイトで公開されています。
 - ・ 「難民キャンプ改善プロジェクトフェーズ 2」 事業事前評価表
https://www2.jica.go.jp/ja/evaluation/pdf/2019_1900516_1_s.pdf
 - ・ 「パレスチナ難民キャンプ改善プロジェクトプロジェクト」 業務完了報告書
書本文要約
<https://openjicareport.jica.go.jp/pdf/12326468.pdf>
 - ・ “REFUGEE CAMP IMPROVEMENT PROJECT (PALCIP) PROJECT COMPLETION REPORT”
<https://openjicareport.jica.go.jp/pdf/12326476.pdf>
 - ・ ヨルダン国・パレスチナ自治区難民等の雇用・人材育成を通じた経済的自立のためのソフトウェア開発ビジネス (SDGs ビジネス) 調査最終報告書
<https://openjicareport.jica.go.jp/pdf/1000048516.pdf>

(3) その他

- ① 業務実施契約（単独型）については、単独（1名）の業務従事者の提案を求めている制度ですので、複数の業務従事者によるプロポーザルは無効とさせていただきます。
- ② 現地業務期間中は安全管理に十分留意してください。現地の治安状況については、JICA パレスチナ事務所などにおいて十分な情報収集を行うとともに、現地業務の安全確保のための関係諸機関に対する協力依頼及び調整作業を十分に行うこととします。また、同事務所と常時連絡が取れる体制とし、特に地方にて活動を行う場合は、現地の治安状況、移動手段等について同事務所と緊密に連絡を取る様に留意することとします。また現地業務中における安全管理体制をプロポーザルに記載してください。また、契約締結後は海外渡航管理システムに渡航予定情報の入力をお願いします。詳細はこちらを参照ください。

<https://www.jica.go.jp/about/announce/information/common/2023/202403>

[08.html](#)

- ③ 本業務の実施にあたっては、「JICA 不正腐敗防止ガイダンス」(<http://www2.jica.go.jp/ja/odainfo/pdf/guidance.pdf>)の趣旨を念頭に業務を行うこととします。なお、疑義事項が生じた場合は、不正腐敗情報相談窓口または JICA 担当者に速やかに相談してください。
- ④ 発注者、受注者との間で業務仕様書に記載された業務内容や経費負担の範囲等について理解の相違があり発注者と受注者との協議では結論を得ることができない場合、発注者か受注者のいずれか一方、もしくは両者から、定められた方法により「相談窓口」に事態を通知し、助言を求めることができます。
- ⑤ 本業務については先方政府側の対応次第で、渡航時期及び業務内容が変更となる場合も考えられるため、具体的な渡航開始時期等に関しては JICA と協議の上決定します。
- ⑥ 公示内容の更なる質の向上を目的として、競争参加いただいたコンサルタントの皆様からフィードバックをいただきたいと思います。つきましては、お手数ですが、ご意見、コメント等をいただけますと幸いです。具体的には、選定結果通知時に、入力用 Forms をご連絡させていただきますので、そちらへの入力をお願いします。

以上